

飲食店におけるパーテーション 設置促進補助金

【実施要領】

令和3年6月

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会
(広島県パーテーション設置補助金事務局)

1 目的

新型コロナウイルス感染症予防対策の取組みを行う県内の飲食店を支援することにより、感染拡大の防止を図り、県民等に安心して飲食店を利用してもらえる環境を整備することを目的とする。

2 補助内容

(1) 補助対象者

飲食店を経営する法人又は個人であって、次のいずれにも該当する者。

※飲食店とは日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店。

- ① 広島県内に店舗があること。
 - ② 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
(令和3年6月1日以降に営業許可を取得した店舗については、飲食店営業、喫茶店営業以外の営業許可(菓子製造業など)施設であっても店内飲食を行う店舗については補助対象者とします。)
 - ③ 助成対象として申請した内容(経費)に関して同一年度内において、国・県・市町等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けていないこと。
 - ④ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
 - ⑤ 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
 - ⑥ 国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。
- ※ ⑦ 県の「広島積極ガード店」に登録すること。
- ⑧ 県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。
 - ⑨ 行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。
 - ⑩ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。
 - ⑪ 県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。

※

当補助金の条件となっている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守することなどで、「広島積極ガード店」の条件を満たすこととなるため、後日、県から「広島積極ガード店」のステッカーを送付いたします。送付されたステッカーは必ず店舗の入口の目立つ場所に貼付してください。また、広島県HPに「広島積極ガード店」として、店舗名、住所を掲載いたします。

なお、「広島積極ガード店」への改めでの申請は不要です。

(2) 補助限度額等

1店舗当たり上限10万円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

※店舗を複数有する場合も、店舗ごとの申請が可能です。

対象となる支出額の範囲	補助額
1万円以上2万円未満	1万円
2万円以上3万円未満	2万円
3万円以上4万円未満	3万円
4万円以上5万円未満	4万円
5万円以上6万円未満	5万円
6万円以上7万円未満	6万円
7万円以上8万円未満	7万円
8万円以上9万円未満	8万円
9万円以上10万円未満	9万円
10万円以上	10万円

(3) 申請回数

1店舗につき1回限り

(4) 補助対象経費

隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のためのパーテーション購入経費等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和2年12月10日（木）から令和3年6月30日（水）までの間に購入・設置し、かつ同日までに支払いがなされたもの。

《対象となる設備の例》

・アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン等

※ 設置費、送料も含まれます。

3 申請方法等

(1) 申請書の入手方法

① 広島県庁のホームページから申請書様式をダウンロードしてください。

《<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/taisakuhojo2020.html>》

② 「広島県パーテーション設置補助金事務局」へご連絡ください。申請書様式を送付いたします。

〈問合せ先〉

TEL 082-546-1217

(受付時間) 10:00~17:00 (土日祝日, 12月26日(土)~1月3日(日)は除く)

(2) 提出先等

① 提出先

<宛先>

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2丁目2-2 紙屋町ビル3階

広島県パーテーション設置補助金事務局

② 提出方法

郵送

(新型コロナウイルスの感染防止の観点から、持参による申請は受け付けません。)

※ 簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。(郵送途中の紛失については、当方は一切責任を負いかねます。)

※ 封筒には差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。送料は申請者による負担となります。

(3) 提出書類

① 提出書類一覧(チェックリスト)

② 飲食店におけるパーテーション設置促進補助金交付申請書兼実績報告書

③ 購入又は設置等した明細が分かるもの(写しでも可)

④ 店舗内の感染対策等の状況が分かる写真

⑤ 振込先口座が分かるもの(通帳の写し)

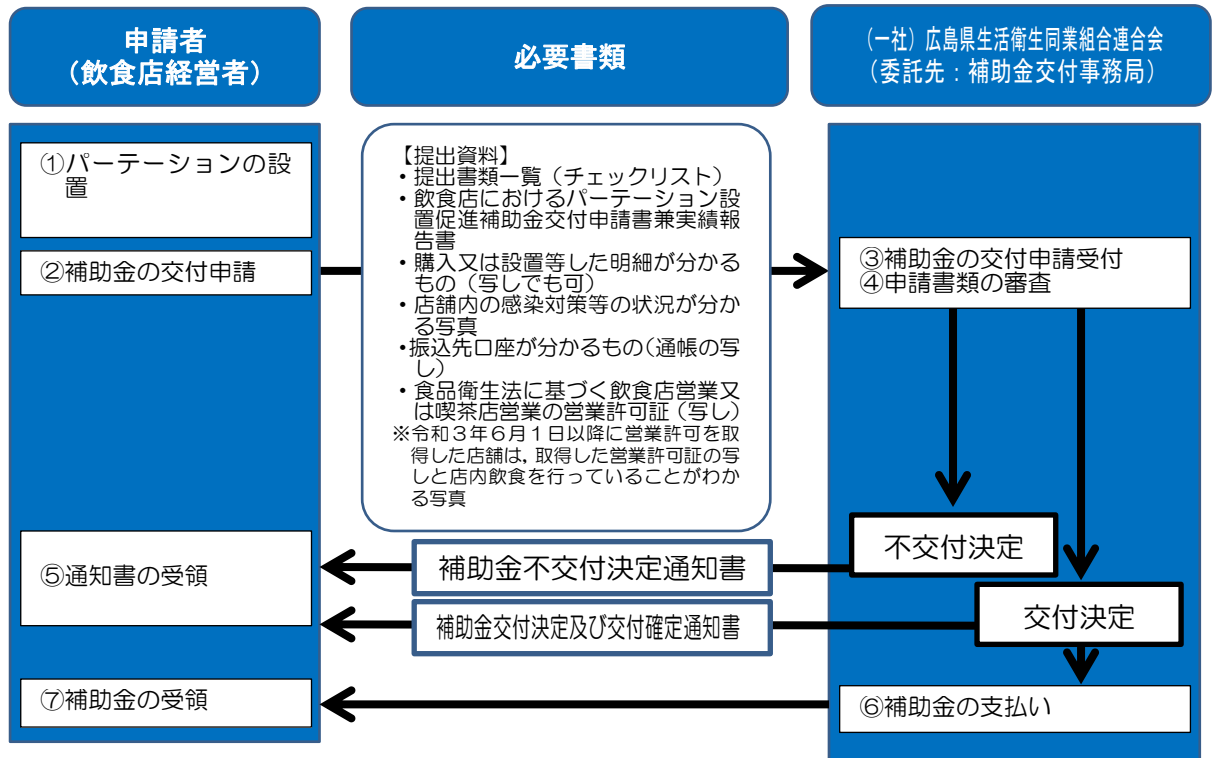
⑥ 食品衛生法に基づく飲食店営業, 喫茶店営業(写し)

※令和3年6月1日以降に飲食店営業又は喫茶店営業以外の許可を取得した店舗については、取得した許可証の写しと併せて「店内飲食を行っていることがわかる写真(客席を含む店舗全体の写真等)」を提出してください。

(4) 申請受付期間

令和2年12月17日(木)から令和3年6月30日(水)まで(消印有効)

4 補助申請から補助金支給までの流れ



- 各店舗において、隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のためのパーティションの設置を行ってください。(①)
- 「飲食店におけるパーティション設置促進補助金交付申請兼実績報告書」に必要事項を記入し、必要な書類を添付した上で、事務局あてに郵送してください。(②)
 - ※ 新型コロナウイルスの感染防止の観点から、持参による申請は受け付けません。
 - ※ 簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。
 - ※ 封筒には差出人の住所及び氏名を必ず記入してください。送料は申請者による負担となります。
- 事務局において、提出された書類を受け付け、補助対象経費に合致しているか、書類に不備がないか等を審査し、交付の可否や補助金額を決定します。(③, ④, ⑤)
 - ※ 補助金を交付する場合は、補助金交付決定及び交付確定通知書により交付額を通知します。
 - ※ 補助対象経費に該当しないものがある場合は、補助申請額を減額して交付決定する場合があります。
 - ※ 補助金不交付の場合は、補助金不交付決定通知書を郵送します。
- 交付申請書に記載の口座へ、交付決定した額を支払います。(⑥, ⑦)

5 その他

- 補助金交付の目的に従って、誠実に新型コロナウイルス感染症予防対策を行ってください。
- 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。
 - ※ 特に、飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金、小規模事業者持続化補助金等については、補助対象となる品目が重複する可能性がありますので、十分に確認の上、申請してください。
- 必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- 本申請に係る書類一式については、事業終了後10年間は保管してください。
- 申請書に記載された情報については、当補助金の交付決定等の手続きに必要な範囲内でのみ利用します。

提出書類一覧（チェックリスト）

必要書類が添付されているか、記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、□に✓を記入し、申請書類の一番上になるように並べてください。

番号	提出書類	チェック欄	
		申請者	受付
①	飲食店におけるパーテーション設置促進補助金交付申請書兼実績報告書 ※必ず押印してください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	購入又は設置等した明細が分かるもの（写しでも可） ※領収書又はレシート等（写しでも可）支払日、品目、金額が確認できるもの ※領収書の宛名は申請者名義となっていること ※支払い内容が確認できるものを提出できない場合は補助対象外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	店舗内の感染対策等の状況が分かる写真 ※感染対策を実施している状況が分かる店内全体が分かる写真 ※当該補助金に申請している品目を撮影した写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	振込先口座が分かるもの（通帳の写し） （法人） 法人名義の振込先口座の通帳の写し （個人） 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可証（写し） ※令和3年6月1日以降に飲食店営業又は喫茶店営業以外の許可を取得した店舗については、取得した許可証（写し）と「店内飲食を行っていることがわかる写真（客席を含む店舗全体の写真等）」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

飲食店におけるパーテーション設置促進補助金
交付申請書兼実績報告書

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会代表理事 様
(広島県パーテーション設置補助金事務局)

飲食店におけるパーテーション設置促進補助金の交付を受けたいので、飲食店におけるパーテーション設置促進補助金交付要領8の規定により申請し、また、その実績を報告します。

1 申請者情報

		申請日	令和2年10月12日							
申請者	フリガナ	ヒロシマシナカケトモチ								
	住所	〒0000-0000								
		広島市中区基町00-00								
	フリガナ	カブシカイシャ 00						代表者印		
	会社名	株式会社 00								
	フリガナ	00 △△								
代表者名 (個人事業者名)	00 △△									
店舗情報	住所	〒0000-0000								
		広島市中区大手町××-□□								
	店舗名	00商店								
「Go To Eat キャンペーン」への参加の有無		有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>								
「広島積極ガード店」への登録の有無		有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>								
「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」への宣言状況		宣言済 <input checked="" type="checkbox"/>	登録番号	1	2	3	4	5	6	7
		宣言未 <input type="checkbox"/>								

2 振込先口座

金融機関及び店舗名				金融機関コード				店舗コード	預金種別	口座番号 (右詰めで記入)									
広島	銀行、農協 金庫・信組 その他 ()	県庁	本店 支店 出張所 その他 ()	0	1	6	9	0	0	8	普通・当座	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	0 0 △ △																		
口座名義	00 △△																		

3 連絡先

担当者 連絡先	所属部署	00商店 総務課	担当者 氏名	×× ××
	電話番号	000-000-000	FAX 番号	000-000-000
	E-mail	000@000.00		

支 払 日	品 名・数 量	購 入 額 (税 抜)	
		※消費税は補助対象外	
① 12/24	アクリル板 3台	50,000 円	
② 12/30	ビニールカーテン 3枚	30,000 円	
③ 12/30	アクリル板 5台	55,000 円	
④		円	
⑤		円	
⑥		円	
⑦		円	
⑧		円	
⑨		円	
⑩		円	
⑪		円	
⑫		円	
⑬		円	
⑭		円	
⑮		円	
合計金額 (税 抜)		135,000 円	

申請内容

明細内訳

申 請 額 (税 抜)

※購入等経費に応じて以下の表を基に申請額を記入してください。

対象となる支出額の範囲	補助額
1万円以上2万円未満	1万円
2万円以上3万円未満	2万円
3万円以上4万円未満	3万円
4万円以上5万円未満	4万円
5万円以上6万円未満	5万円
6万円以上7万円未満	6万円
7万円以上8万円未満	7万円
8万円以上9万円未満	8万円
9万円以上10万円未満	9万円
10万円以上	10万円

100,000 円

【要件該当確認】

右の項目について該当していることを確認いただき、□に✓を入れてください。

以下の項目に相違ないことを誓約します。

- ① 広島県内に店舗を有しています。
- ② 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けています。(又は、令和3年6月1日以降に飲食店営業又は喫茶店営業以外の許可を受けており、店内飲食のある店舗です。)
- ③ 助成対象として申請した内容(経費)に関して同一年度内において、国・県・市町等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けていません。
- ④ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者ではありません。
- ⑤ 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。
- ⑥ 国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示します。
- ⑦ 県の「広島積極ガード店」に登録します。
- ⑧ 県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促しています。
- ⑨ 行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従います。
- ⑩ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力します。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表します。
- ⑪ 国・県等が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。

購入又は設置等した明細が分かるもの（領収書・レシート等（写しでも可））添付台紙

※1枚で添付できない場合は複数枚になっても構いません。

添 付 欄

※領収書・レシート等（写しでも可）を添付してください。

※領収書・レシート等は支払日、品名・数量、金額（税抜）が分かるものを添付してください。

※領収書・レシート等に「申請内容」中「明細内訳」の番号を記入してください。

□□スーパー ××店 TEL000-000-000 2020年12月24日 株式会社△△△ 様 ¥110,000	
上記正に領収しました。	
換気扇 1点	¥30,000
食 材 1点	¥10,000
衣 料 2点	¥10,000
アクリル板 3点	¥50,000
小 計	¥100,000
外 税	¥10,000
合 計	¥110,000

対象となる品名・金額にメーカー等により明示してください。また、「交付申請書兼実績報告書」に記載の番号を朱書きで記載してください。

□□スーパー ××店 TEL000-000-000 2020年12月24日 株式会社△△△ 様 ¥110,000	
上記正に領収しました（消費税等10,000円を含みます）	
換気扇 1点	¥33,000
食 材 1点	¥11,000
衣 料 品 2点	¥11,000
アクリル板 3点	¥55,000
合 計	¥110,000

領収書等に税込みの金額しか記載がない場合は、税抜きを朱書きで記載してください。

領 収 書	
○○商店 様	
領収日 2020年12月30日	
¥110,000 (うち消費税 ¥10,000)	
上記の金額正に領収いたしました。	
株式会社 ×××	

領収書のみでは購入品目が不明な場合は、納品書等の品目が分かるものを合わせて添付してください。

納品書

○○商店 様 2020年12月30日

商品名	数量	単価	金額
ビニールカーテン	3	10,000	30,000
×××××	5	2,000	10,000
×××××	10	200	2,000
×××××	5	600	3,000
アクリル板	5	11,000	55,000
小 計			100,000
消費税			10,000
合 計			110,000

店舗内の感染対策等の状況が分かる写真の添付台紙

※1枚で添付できない場合は複数枚になっても構いません。

添 付 欄

以下の写真を全て添付してください。

- 感染対策を実施している状況が分かる店内全体が分かる写真
- 当該補助金に申請している品目を撮影した写真

「飲食店におけるパーテーション設置促進補助金」に係るQ & A

(1) 補助対象者について		
1	本社は県外だが補助対象となるか。	経営する飲食店が補助の条件を満たしていれば補助対象となります。
2	2つ以上の飲食店を営んでいるが、それぞれが補助対象となるか。	営業許可を受けているそれぞれの飲食店が補助対象となります。
(2) 補助対象経費について		
1	アクリル板の設置工事費用は補助対象となるか。	補助対象経費になります。
(3) 補助金の交付について		
1	申請者と交付先の口座名義が違っていても、補助金は交付されるのか。	申請者と補助金交付先の口座名義は同じでなければなりません。
2	概算払いで補助金を受け取ることはできるか。	概算払いの制度はありません。
(4) 申請手続きについて		
1	申請する事業費は税抜きで申請すればよいのか。	消費税及び地方消費税を除いた費用で申請してください。領収書等に税込みの価格しか記載されていない品目がある場合は、税抜き価格が分かるように記載してください。
2	領収書だけで良いか。明細は不要か。	領収書のみで購入物品等が確認できない場合は、明細（納品書等）も併せて提出してください。
3	領収書がない場合、レシートのみでよいのか。	原則として、申請者が購入したことが分かるよう宛名が記載されているものが必要ですが、（宛名の記載がない）レシートしかない場合は、レシートでも構いません。ただし、その場合でも、支払日、品名・数量、金額（税抜）が分かるものを添付してください。
4	複数回に分けて物品等を購入した場合でも、まとめて申請できるか。	まとめて申請できません。ただし、交付申請書兼実績報告書の「申請内容」欄にそれぞれ購入日等を記載するとともに購入を証明するもの（領収書・レシート等）を提出してください。
5	国・市町で同様の助成制度があるが、併用しての申請はできるか。	併用する補助金を交付している国・市町に併用可能か確認した後、購入費用から国・市町の補助を差し引いた残額が補助対象額となります。この場合、領収書等に当補助金の補助対象額が分かるように記載してください。
6	インターネットで物品を購入した場合は、何を添付して提出すればよいのか。	領収書等と同様に宛名・支払日・品名・数量・金額（税抜）が分かる資料（第三者が発行したもの）を提出してください。
7	インターネットで物品を購入した場合など、家族あての領収書を提出してもよいのか。	原則として、飲食店の経営者又は飲食店あての領収書等の提出が必要ですが、そのような場合は、家族関係が分かるもの（第三者が発行したもの）を併せて提出してください。
8	当初、7万円分の補助金申請をしたが、追加で物品を購入したため、補助上限までの3万円分を追加で申請してもよいのか。	1店舗につき申請は1回限りです。
9	11月に購入したが、その支払いを12月10日以降に行った場合は、補助の対象となるか。	12月10日以降に購入等を行ったものが対象であり、11月に購入したのであれば対象になりません。